八王子市　区域区分（変更箇所図）

1：2，500 八王子都市計画区域区分（東京都決定）計画図 158

32－10　（Ⅸ－LC27－3）　H28・3・14　（道路網図作成年月日）

八王子霊園

東京都 八王子市

下恩方 32－4	川町 32－5	元八王子 33－1
八王子城跡 32－9		長房 33－6
裏高尾 32－14	西浅川 32－15	高尾 33－11

川町　142

西浅川　175

八王子城跡　157

長房　159

1：150
0 1 2 3 4 5m

1：200
0 1 2 3 4 5m

1：150
0 1 2 3 4 5m

1：2，500
0 50 100 200 300 400 500m

平成１０年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現地調査

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第４０号　（承認番号）３都市基街第８７号、令和３年６月１０日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

著作権所有者　東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京
許可なく複製を禁ずる

	変更前	変更後
①	市街化調整区域	市街化区域
②	市街化区域	市街化調整区域
③	市街化調整区域	市街化区域
④	市街化区域	市街化調整区域
⑤	市街化調整区域	市街化区域

凡例

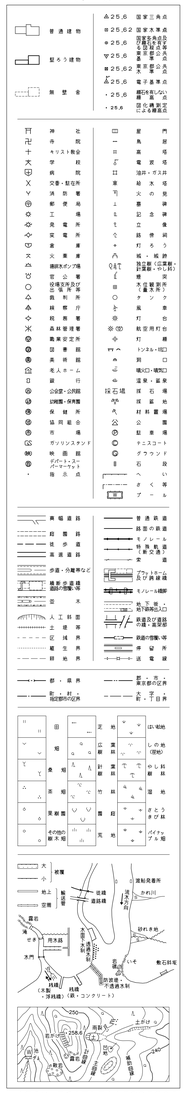

1　座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2　投影は、横メルカトル図法
3　平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（キロメートル単位、縦軸：X軸、横軸：Y軸、方眼の間隔：0.5キロメートル）
4　高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（T．P）
5　等高線の間隔は、2メートル
6　真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下図内図郭と図葉の中央における経線方眼線との交点を中心として、上辺外図郭上に、☆印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30′単位の目盛りに、10°単位で表示

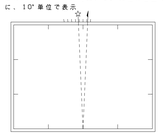

7　方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約2°
8　真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「2010.0年度磁気偏角一覧図（国土地理院）」より、西偏約7°10′
9　東京都公共基準点等への無断立入は禁ずる。

凡例
市　市街化区域
調　市街化調整区域

八王子市 区域区分（変更箇所図）

1：2，500 八王子都市計画区域区分（東京都決定）計画図 176

33－11 （ⅠX－LC37－2） H28・3・14 H29・3・14 （道路網図作成年月日）

高尾

八王子農園 32－10	長房 33－6	西八王子 33－7
西浅川 32－15		めじろ台 33－12
高尾山口 32－20	館ヶ丘団地 33－16	寺田 33－17

東京都 八王子市

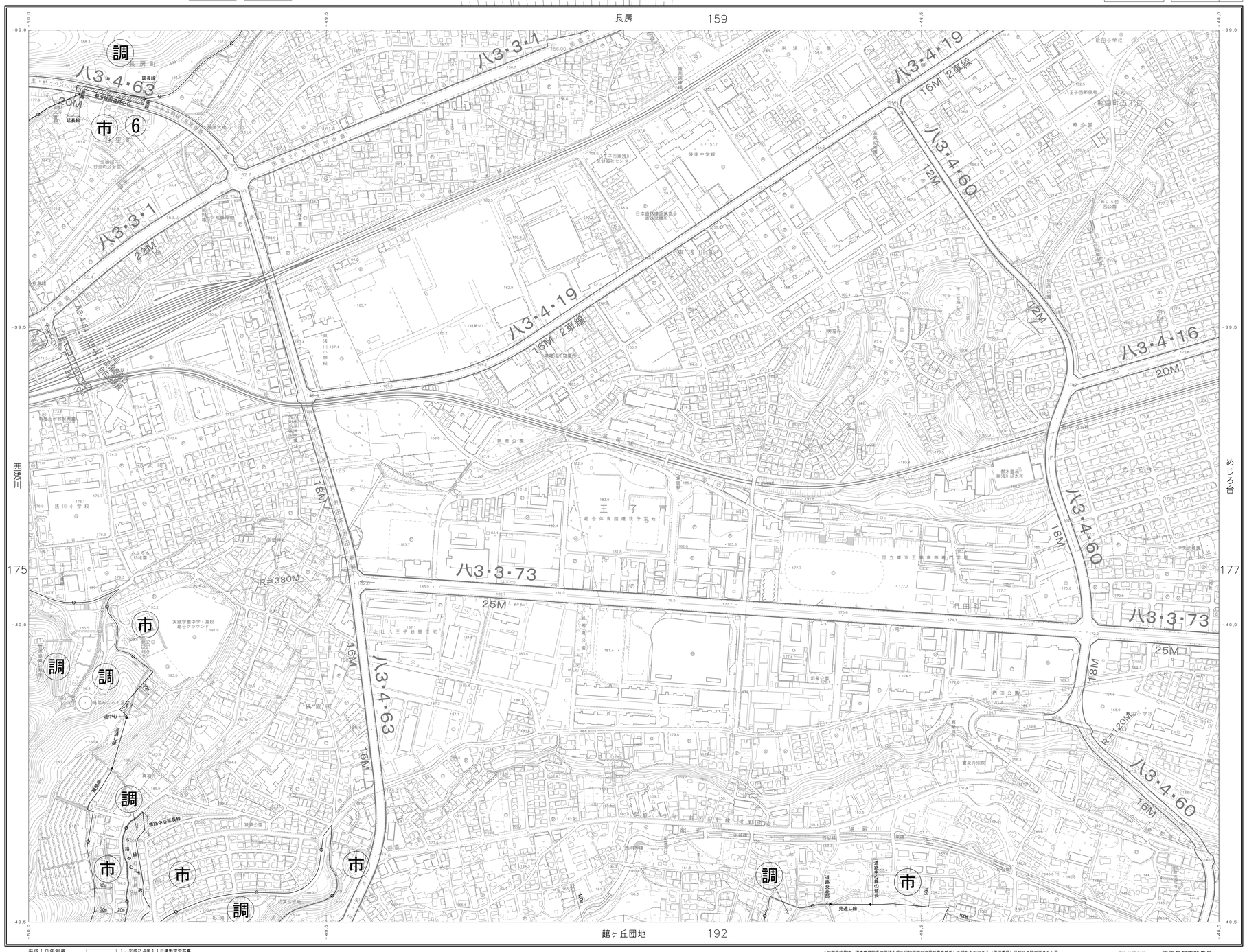

凡例

普通建物
堅ろう建物
無壁舎
神社
寺院
キリスト教会
学校
病院
交番・駐在所
消防署
郵便局
工場
発電所
変電所
倉庫
火薬庫
油脂系ガス等の貯蔵所
官公署
印刷所及び出版所
図書館
高等学校
老人ホーム
銀行
公会堂・公民館
記念碑・保存物
保健所
協同組合
市場
ガソリンスタンド
映画館
ボウリング・スケート・パチンコ・パーマーマット
発電所
風車
灯台
トンネル・ほこら
鉄塔
煙突・煙突状構造物
採石場
採石場
砂利採取場
工場
公園
駐車場
テニスコート
グラウンド
石垣
へい
さく等
プール
高規格道路
一般国道
都道府県道
市町村道
建設中の道路
モノレール・特殊軌道（軌道）
徒歩道・自転車道など
歩道
建築中の道路
建設中のモノレール
橋
トンネル
地下道
鉄道及び建設中の鉄道・高架部
人工斜面
土堤
切通
堤防
建設中の堤防
防波堤
護岸
建設中の護岸
都・道府県
東京都の区界
市・区・町・村
郡・市・区・町・村の区界
河川
湖沼
海
田
畑
茶畑
果樹園
桑畑
竹林
広葉樹林
針葉樹林
混交林
荒地
ガケ
ハイヤブ
その他の樹木地
大
小
地上
架空
建物
道路
鉄道
運転免許所
かれ川
ため池
井戸
水門
用水路
せき
用水路
消防水利
貯水池
橋
（木製橋）
（鉄・コンクリート）
250
200
150
100
50
0
上がり
下がり
南西
北東
東西
等高線
等高線の間隔

1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第Ⅸ座標系
2 投影は、横メルカトル図法
3 平面直角座標値は、世界測地系で、内図郭の外側に表示（Ｘ＝Ｙ＝０メートル単位、縦軸：Ｘ軸、横軸：Ｙ軸、方眼の間隔：０．５キロメートル）
4 高さ（メートル単位）の基準は、東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ．）
5 等高線の間隔は、２メートル
6 真北（地軸の北の方向）と磁北（磁石の針の北が指す方向）は、下図内図郭と図葉の中央における老舗方眼線との交点を中心として、上図外図郭上に、分印（真北）、矢印（磁北）で示した方向
この場合、真北・磁北は、30′単位の目盛りに、10′単位で表示

7 方眼北（方眼の縦線の上の方向）に対する真北の偏差は、東偏約20′
8 真北に対する磁北の偏差（磁気偏角）は、「2010.0年磁気偏角一覧図（国土地理院）」で、西偏約７°10′
9 東京都公共基準点への無断立入は禁ずる。

凡例
市 市街化区域
調 市街化調整区域

平成１０年測量
平成１６年修正
平成２１年修正
平成２６年修正

1．平成２４年１１月撮影空中写真
2．平成２５年　７月現地調査

1：2，500

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成２４関公第２６９号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺２，５００分の１地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）３都市基交著第４０号　（承認番号）３都市基街第８７号、令和３年６月１０日
（承認番号）２都市基街第１１０号、令和２年８月２１日

著作権所有者
東京都都市整備局
株式会社ミッドマップ東京
許可なく複製を禁ずる

	変更前	変更後
⑥	市街化区域	市街化調整区域